

港湾産別労使関係の再構築を目指す決議

2025年9月16日、東京地裁は日港協の中労委命令の取消を求める行政訴訟で、これを棄却した。したがって都労委の「独占禁止法に抵触する恐れを理由に団体交渉を拒否してはならない」との不当労働行為を断罪した命令が維持されることとなった。

全国港湾と港運同盟の主張の正当性が認められ、日港協の不当労働行為が明白となった。

日港協が、産別最賃制度の要求に回答するための事業者相互間の協議が「独禁法に抵触する恐れが払拭できない(独禁法抵触論)」として、この要求に背を向けて以降、全国港湾と港運同盟は、労働委員会場で事態の打開を図る取り組みを進めてきた。

組合側の中労委への斡旋申請は不調となり(2019年3月)、その後、都労委に不当労働行為救済を申し入れ(20年2月)、都労委は「独占禁止法に抵触する恐れを理由に団体交渉を拒否してはならない」と日港協の不当労働行為を断罪した(21年7月)。

日港協は、これを不服として中労委に再審査を申し立てたが中労委はこれを棄却し、都労委命令は維持されることとなった(23年3月)。それでも、日港協は独禁法抵触論に拘泥し、中労委命令の取り消しを求める行政訴訟の暴挙に出た。全国港湾と港運同盟は、力強い弁護団のサポートを受けて東京地裁に公正な判決を求める対策を強め、ついに東京地裁の文字通り公正な判断を引き出すことができた。

しかし、日港協が判決に従い、控訴を行わず、産別最低賃金に回答することで、10年に及ぶとする不毛な論争に終止符を打ち、文字通り良好な労使関係の再構築に踏み出すか否かは不透明である。仮に、控訴をすることで従来の姿勢を変えない、或いは、初審判決に沿った対応を求める東京地裁の緊急命令を履行しないならば、港湾産別運動の総力を挙げたたたかいを組織しなければならない。

なお、本件労使紛争に当初から深い理解を示され、病魔とたたかいながら命尽きるまで弁護団の一員としての奮闘いただいた宮里邦雄(23年2月5日永眠)先生への哀悼を込めたたたかいであることもここに銘記する。

そのために、次の行動を押し進める。

- 一、中央港湾団交を申し入れ、①控訴しないこと、②緊急命令を履行すること、③産別最低賃金要求に回答することを求める。
- 一、判決の内容を、すべての個別港運事業者に知らせ、理解を求め、日港協の不当な立ち位置を変える声を上げるよう求める取り組みを推進する。
- 一、団交拒否、緊急命令の不履行を続けるならば、産別ストライキ権の行使を決意したたかう。

以上、決議する。

2025年9月18日

全国港湾労働組合連合会 第18回定期大会